

整備保証書

このたび当社をご利用いただきありがとうございました。
承りました定期点検整備は細心の注意を払い作業させていただいておりますが、
万一当社の実施した箇所に、点検整備上の原因により不具合が生じた場合は下記
保証条件に従い無料で再整備いたします。

保証条件

1. 整備保証の対象自動車

整備保証は自家用自動車を対象とします。

ただし、自家用自動車であっても乗車定員11人以上、乗車定員10人以下で車輛総重量
8トン以上、レンタカー及び特殊自動車の自動車は整備保証の対象外とします。

また、定期点検整備の実施後に、自動車検査証に記載されている使用者が変更されている
もの、または、事業用自動車、レンタカーに該当することとなったものは除外致します。

2. 整備保証の対象内容

当社が定期点検項目について実施した点検・整備作業とします。また、定期点検以外の作業
についても整備記録簿等に記載された項目についても整備保証の対象とします。

3. 整備保証の対象期間

本保証書記載の定期点検整備完了日から6カ月または走行距離が10,000Kmに達した
ときのいずれか早い時点までを対象期間とします。

4. 整備保証の請求手続

下記のことを弊社までお持ちの上ご請求ください。

- ① 自動車
- ② 本保証書
- ③ 点検・整備作業の記載された書面（定期点検記録簿、納品書等）

なお、お持ちいただけない場合には整備保証が出来ない場合がありますので、ご了承ください。

5. 整備保証の対象外となるもの

- ① 客観性のない現象で、個人の感覚に基づくもの。（音、振動、臭気等）
- ② 経年変化による消耗、摩耗等。
- ③ 弊社以外での自動車の改造、整備による不具合。
- ④ レース、ラリー、過積載等通常の使用範囲を超え酷使し発生した不具合。
- ⑤ 自動車が使用出来ないことによる損失。（作業補償、商業損失、レンタカー代）

6. その他注意事項

本保証書は大切に保管して下さい。再発行はいたしません。